

令和5年11月16日
産業・人権環境常任委員会資料
産業観光部観光振興課

お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に係る運営費について

お茶と宇治のまち歴史公園運営は令和3年8月21日に開園以来、株式会社宇治まちづくり創生ネットワーク（以下、「SPC」という。）が運営を行ってきました。

しかしながら、令和3年度には新型コロナウイルス感染症による影響により、当初予定した事業運営が厳しく、収支不足が発生しました。この間、事業契約に基づき令和3年度の運営費に係る需要変動に伴うリスク分担と不可抗力に伴うリスク分担の整理及び対象となる期間について、SPCと協議を重ねてまいりましたが、現段階で合意に至らず、SPCより民事調停の申し立てがなされたのでご報告いたします。

なお、運営費の取り扱いについては、民事調停の場において協議を重ねていくこととなりますが、お茶と宇治のまち歴史公園の活用については、今後もSPCと調整を図りながら、より多くの方にお越しいただけるよう取り組んでまいります。

1. 調停の概要

令和5年 9月25日 SPCが民事調停申立書を京都地方裁判所に提出

令和5年10月13日 宇治市が民事調停申立書を受理

申立人 株式会社宇治まちづくり創生ネットワーク（SPC）

相手方 宇治市

申立の趣旨 宇治市は金6201万2980円をSPCに支払うこと

申立の概要

お茶と宇治のまち歴史公園は、令和3年6月12日の開業を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実際の開業日は同年10月1日に延期された。開業予定日の6月12日以降、運営経費が発生しており、開業した10月1日以降も当初予定していた収入が得られず多額の損害が発生した。この原因は新型コロナウイルス感染症による影響であり、不可抗力によるものである。申立人SPCは事業契約書に基づき、開業初年度に発生した損害額の支払いを相手方宇治市に求め、調停を申し立てる。

ア. 不可抗力期間：令和3年6月12日～令和4年3月31日

イ. 申立人の損害額：6241万2441円

ウ. サービス対価1%の額：39万9461円

エ. 相手方の負担額（イ-ウ）：6201万2980円

2. この間の主な経過

令和3年 4月30日

緊急事態宣言による開園（6月予定）の延期を通知

令和3年 5月14日

開園日の延期に係る不可抗力による協議申し入れを受理

令和3年 5月31日

芝の品種誤りについて報告を受理

令和3年 6月29日

芝の改修工事を開始

令和3年 7月17日

芝の改修工事が終了（8月12日までは芝の養生期間）

令和3年 8月19日

緊急事態宣言による開園後の交流館及び駐車場利用休止を通知

令和3年 8月21日

お茶と宇治のまち歴史公園一部開園（屋外公園部分の一般開放のみ）

令和3年 9月29日

緊急事態宣言による休館要請に係る不可抗力による協議申し入れを受理

令和3年10月 1日

お茶と宇治のまち歴史公園グランドオープン

令和4年 1月26日

まん延防止等重点措置に伴う対応を指示

令和4年10月12日

新型コロナウイルス感染症による観光客激減に係る不可抗力による協議
申し入れを受理

令和5年 9月15日

当事者間での最終の協議